

2017・3・1

“省エネ適判”に関するお知らせ

“省エネ基準適合性判定”=省エネ適判の

相談窓口

を開設します。

平成 29 年

3月1日

相談窓口 開設



大規模建築物の

省エネ基準適合義務化が

始まります！

平成 29 年 4 月 1 日スタート

当社は、“登録省エネ判定機関”に登録予定です。

当社に“省エネ適判”を

ご提出ください。

平成 29 年 4 月 1 日

スタート予定

株式会社 新潟建築確認検査機構

☎ 本社：025-283-2112

☎ 支店：0258-89-6061

担当者 本社：五十嵐、鷺澤

担当者 支店：永井、末綱

